

橘小学校等複合化整備事業 要求水準書の主な修正箇所（新旧対照表）

令和6年7月12日 名古屋市

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）
1	要求水準書	63	第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （4）解体・撤去工事業務及びその関連業務 イ 解体・撤去工事要件 （イ）	（イ） 解体及び撤去は敷地内に残存する杭等地中残留物、フェンス、防球ネット（支柱を含む。）等外構も含め全て対象とすること。事業区域内の埋設配管・配線及び柵・側溝等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。	（イ） 解体及び撤去は、 <u>敷地内に残存する杭等地中残留物、フェンス、防球ネット（支柱を含む。）等外構も含め全て対象とすること。ただし、サブグラウンドの時計塔は、市との協議により、移設又は存置するものとする。</u> 事業区域内の埋設配管・配線及び柵・側溝等についても全て撤去とする。撤去後は、 <u>雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。</u>
2	別紙06	39	家庭科室	・EETコンセントを天井に <u>4個</u> 設置し、扇風機を取り付けること。また、落下防止措置を施すこと。	・EETコンセントを天井に <u>6個</u> 設置し、扇風機を取り付けること。また、落下防止措置を施すこと。
3	別紙06	72	ボランティア・中高生ルーム 配置 1点目	・児童館エリアの近傍に配置し、児童館エリア <u>内</u> の専用廊下等から直接出入りできる出入口を整備すること。	・児童館エリアの近傍に配置し、 <u>市民利用施設又は児童館エリア専用廊下及び屋外から直接出入りできる出入口を1箇所ずつ</u> 設けること。
4	別紙06	74	ボランティア用倉庫 配置	・児童館エリア内の専用廊下等から <u>直接出入</u> できるよう出入口を整備すること。	・ボランティア室・中高生ルームに隣接し、 <u>市民利用施設又は児童館エリア内の専用廊下及びボランティア室・中高生ルームから出入り</u> できるよう出入口を整備すること。
5	別紙06	104	手洗い・洗面スペース 配置 2点目	・手洗い・ <u>洗面</u> を1教室あたり5個の <u>水栓</u> を設置すること。	・手洗い・ <u>洗面用の水栓は、</u> 1教室あたり5個を <u>目標</u> に設置すること。
6	別紙06	125	5階EVホール	・EVホールにて下足から上履きへと履き替えるのに十分な広さのスペース <u>及び下駄箱</u> を設けること。	・EVホールにて下足から上履きへと履き替えるのに十分な広さのスペースを設けること。
7	別紙07	2	No.75 プレイルーム1、2 室数 面積（㎡/室）		
				2	1
				66	110
8	別紙16	11	参考レイアウト図 エレベーター	人荷兼用EV 15人乗り用 2方向出入口	人荷兼用EV 2000kg 2方向出入口

通番	資料	頁	項目名	修正内容
9	別紙08	4	No.59 ボランティア室 中高生ルーム	「ミニキッチン」の次行に「冷蔵庫」を追加
10	別紙13	1	機能相関図 B1F	市民利用施設の体育館に附属の放送室を削除
11	別紙14	1～3	セキュリティの考え方 1～3の各図 B1F	市民利用施設の体育館に附属の放送室を削除